

12 退職手当支給率一覧表

退職手当支給率早見表 A (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

勤続年数	条 例 第 3 条			条 例 第 4 条			条 例 第 5 条		
	都合 25年未 満勤続 自己	死亡・ 通勤災 害傷病 等 20年未 満勤続 定年・ 勸 奨・任 期終了 ・公務 外	外傷病 (通勤災 害を除 く) 25年未 満勤続 公務	都合 25年 以上勤 続自己	勤務官 署の移 転等	外死亡 ・通勤 災害傷 病等 20年以 上25年 未満勤 続定 年・勸 奨・任 期終了 ・公務 外	外傷病 (通勤災 害を除 く) 25年以 上勤続 公務	整理、 公務上 死亡・ 疾病	死亡・ 通勤災 害傷病 等 25年以 上勤続 定年・ 勸 奨・任 期終了 ・公務 外
1年	0.6	1.0	1.0		1.25			1.5(3.6 a)	
2	1.2	2.0	2.0		2.5			3.0(4.5 a)	
3	1.8	3.0	3.0		3.75			4.5(5.4 a)	
4	2.4	4.0	4.0		5.0			6.0(5.4 a)	
5	3.0	5.0	5.0		6.25			7.5	
6	4.5	6.0	6.0		7.5			9.0	
7	5.25	7.0	7.0		8.75			10.5	
8	6.0	8.0	8.0		10.0			12.0	
9	6.75	9.0	9.0		11.25			13.5	
10	7.5	10.0	10.0		12.5			15.0	
11	8.88	11.1	11.1		13.875			16.65	
12	9.76	12.2	12.2		15.25			18.3	
13	10.64	13.3	13.3		16.625			19.95	
14	11.52	14.4	14.4		18.0			21.6	
15	12.4	15.5	15.5		19.375			23.25	
16	13.28	16.6	16.6		20.75			24.9	
17	14.16	17.7	17.7		22.125			26.55	
18	15.04	18.8	18.8		23.5			28.2	
19	15.92	19.9	19.9		24.875			29.85	
20	21.0		21.84		27.3	27.3		32.76	
21	22.2		23.088		28.86	28.86		34.632	
22	23.4		24.336		30.42	30.42		36.504	
23	24.6		25.584		31.98	31.98		38.376	
24	25.8		26.832		33.54	33.54		40.248	
25				33.75	35.1		35.1	42.12	42.12
26				35.25	36.66		36.66	43.992	43.992
27				36.75	38.22		38.22	45.864	45.864
28				38.25	39.78		39.78	47.736	47.736
29				39.75	41.34		41.34	49.608	49.608
30				41.25	42.9		42.9	51.48	51.48
31				42.5	44.2		44.2	53.04	53.04
32				43.75	45.5		45.5	54.6	54.6
33				45.0	46.8		46.8	56.16	56.16
34				46.25	48.1		48.1	57.72	57.72
35				47.5	49.4		49.4	59.28	59.28
36				48.75	49.4		49.4	59.28	59.28
37				50.0	50.0		50.0	59.28	59.28
38				51.25	51.25		51.25	59.28	59.28
39				52.5	52.5		52.5	59.28	59.28
40				53.75	53.75		53.75	59.28	59.28
41				55.0	55.0		55.0	59.28	59.28
42				56.25	56.25		56.25	59.28	59.28
43				57.5	57.5		57.5	59.28	59.28
44				58.75	58.75		58.75	59.28	59.28
45				59.28	59.28		59.28	59.28	59.28

注1. () 内は、最低保障である。

注2. aは、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当（又はこれらに相当する手当）の月額の合計額をいう。

注3. 自己都合を除く、勤続20年以上の長期勤続者については、条例附則第24項から第26項及び昭和48年条例第33号附則第5項から第7項による退職手当の額の調整（104/100）を含めた計数である。

退職手当支給率早見表B（平成30年4月1日以降）

勤続年数	条 例 第 3 条			条 例 第 4 条	条 例 第 5 条	
	自己都合	（一） （二） （三） （四） （五） （六） （七） （八） （九） （十） （十一） （十二） （十三） （十四） （十五） （十六） （十七） （十八） （十九） （二十） （二十一） （二十二） （二十三） （二十四） （二十五） （二十六） （二十七） （二十八） （二十九） （三十） （三十一） （三十二） （三十三） （三十四） （三十五） （三十六） （三十七） （三十八） （三十九） （四十） （四十一） （四十二） （四十三） （四十四） （四十五） （四十六） （四十七） （四十八） （四十九） （五十） （五十一） （五十二） （五十三） （五十四） （五十五） （五十六） （五十七） （五十八） （五十九） （六十） （六十一） （六十二） （六十三） （六十四） （六十五） （六十六） （六十七） （六十八） （六十九） （七十） （七十一） （七十二） （七十三） （七十四） （七十五） （七十六） （七十七） （七十八） （七十九） （八十） （八十一） （八十二） （八十三） （八十四） （八十五） （八十六） （八十七） （八十八） （八十九） （九十） （九十一） （九十二） （九十三） （九十四） （九十五） （九十六） （九十七） （九十八） （九十九） （百）	（一） （二） （三） （四） （五） （六） （七） （八） （九） （十） （十一） （十二） （十三） （十四） （十五） （十六） （十七） （十八） （十九） （二十） （二十一） （二十二） （二十三） （二十四） （二十五） （二十六） （二十七） （二十八） （二十九） （三十） （三十一） （三十二） （三十三） （三十四） （三十五） （三十六） （三十七） （三十八） （三十九） （四十） （四十一） （四十二） （四十三） （四十四） （四十五） （四十六） （四十七） （四十八） （四十九） （五十） （五十一） （五十二） （五十三） （五十四） （五十五） （五十六） （五十七） （五十八） （五十九） （六十） （六十一） （六十二） （六十三） （六十四） （六十五） （六十六） （六十七） （六十八） （六十九） （七十） （七十一） （七十二） （七十三） （七十四） （七十五） （七十六） （七十七） （七十八） （七十九） （八十） （八十一） （八十二） （八十三） （八十四） （八十五） （八十六） （八十七） （八十八） （八十九） （九十） （九十一） （九十二） （九十三） （九十四） （九十五） （九十六） （九十七） （九十八） （九十九） （百）	（一） （二） （三） （四） （五） （六） （七） （八） （九） （十） （十一） （十二） （十三） （十四） （十五） （十六） （十七） （十八） （十九） （二十） （二十一） （二十二） （二十三） （二十四） （二十五） （二十六） （二十七） （二十八） （二十九） （三十） （三十一） （三十二） （三十三） （三十四） （三十五） （三十六） （三十七） （三十八） （三十九） （四十） （四十一） （四十二） （四十三） （四十四） （四十五） （四十六） （四十七） （四十八） （四十九） （五十） （五十一） （五十二） （五十三） （五十四） （五十五） （五十六） （五十七） （五十八） （五十九） （六十） （六十一） （六十二） （六十三） （六十四） （六十五） （六十六） （六十七） （六十八） （六十九） （七十） （七十一） （七十二） （七十三） （七十四） （七十五） （七十六） （七十七） （七十八） （七十九） （八十） （八十一） （八十二） （八十三） （八十四） （八十五） （八十六） （八十七） （八十八） （八十九） （九十） （九十一） （九十二） （九十三） （九十四） （九十五） （九十六） （九十七） （九十八） （九十九） （百）	（一） （二） （三） （四） （五） （六） （七） （八） （九） （十） （十一） （十二） （十三） （十四） （十五） （十六） （十七） （十八） （十九） （二十） （二十一） （二十二） （二十三） （二十四） （二十五） （二十六） （二十七） （二十八） （二十九） （三十） （三十一） （三十二） （三十三） （三十四） （三十五） （三十六） （三十七） （三十八） （三十九） （四十） （四十一） （四十二） （四十三） （四十四） （四十五） （四十六） （四十七） （四十八） （四十九） （五十） （五十一） （五十二） （五十三） （五十四） （五十五） （五十六） （五十七） （五十八） （五十九） （六十） （六十一） （六十二） （六十三） （六十四） （六十五） （六十六） （六十七） （六十八） （六十九） （七十） （七十一） （七十二） （七十三） （七十四） （七十五） （七十六） （七十七） （七十八） （七十九） （八十） （八十一） （八十二） （八十三） （八十四） （八十五） （八十六） （八十七） （八十八） （八十九） （九十） （九十一） （九十二） （九十三） （九十四） （九十五） （九十六） （九十七） （九十八） （九十九） （百）	（一） （二） （三） （四） （五） （六） （七） （八） （九） （十） （十一） （十二） （十三） （十四） （十五） （十六） （十七） （十八） （十九） （二十） （二十一） （二十二） （二十三） （二十四） （二十五） （二十六） （二十七） （二十八） （二十九） （三十） （三十一） （三十二） （三十三） （三十四） （三十五） （三十六） （三十七） （三十八） （三十九） （四十） （四十一） （四十二） （四十三） （四十四） （四十五） （四十六） （四十七） （四十八） （四十九） （五十） （五十一） （五十二） （五十三） （五十四） （五十五） （五十六） （五十七） （五十八） （五十九） （六十） （六十一） （六十二） （六十三） （六十四） （六十五） （六十六） （六十七） （六十八） （六十九） （七十） （七十一） （七十二） （七十三） （七十四） （七十五） （七十六） （七十七） （七十八） （七十九） （八十） （八十一） （八十二） （八十三） （八十四） （八十五） （八十六） （八十七） （八十八） （八十九） （九十） （九十一） （九十二） （九十三） （九十四） （九十五） （九十六） （九十七） （九十八） （九十九） （百）
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555 (3.6a)	
2	1.0044	1.674	1.674		2.511 (4.5a)	
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665 (5.4a)	
4	2.0088	3.348	3.348		5.022 (5.4a)	
5	2.511	4.185	4.185		6.2775	
6	3.0132	5.022	5.022		7.533	
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885	
8	4.0176	6.696	6.696		10.044	
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995	
10	5.022	8.37	8.37		12.555	
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605	
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171	
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815	
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792	
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025	
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413	
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235	
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034	
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445	
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655	
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655	
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276	
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865	
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897	
25	28.0395		28.0395		33.27075	33.27075
26	29.3787		29.3787		34.77735	34.77735
27	30.7179		30.7179		36.28395	36.28395
28	32.0571		32.0571		37.79055	37.79055
29	33.3963		33.3963		39.29715	39.29715
30	34.7355		34.7355		40.80375	40.80375
31	35.7399		35.7399		42.31035	42.31035
32	36.7443		36.7443		43.81695	43.81695
33	37.7487		37.7487		45.32355	45.32355
34	38.7531		38.7531		46.83015	46.83015
35	39.7575		39.7575		47.709	47.709
36	40.7619		40.7619		47.709	47.709
37	41.7663		41.7663		47.709	47.709
38	42.7707		42.7707		47.709	47.709
39	43.7751		43.7751		47.709	47.709
40	44.7795		44.7795		47.709	47.709
41	45.7839		45.7839		47.709	47.709
42	46.7883		46.7883		47.709	47.709
43	47.709		47.709		47.709	47.709
44	47.709		47.709		47.709	47.709
45	47.709		47.709		47.709	47.709

(注1) () 内は、最低保障である。

(注2) aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当（又はこれらに相当する手当）の月額合計額をいう。